

花 菖 蒲 / 會 會 報

十月定例評議員会

執行部は統理に対し

総長指名を要求する暴挙

鷹司統理は自ら意見を開陳

真摯な議論を求められる

■はじめに

会報23号、24号でお伝えした通り、去る十月二日、総長選任をめぐる裁判について、最高裁は、芦原理事の上告を棄却、上告受理申立てを不受理とする決定をし、本件紛争に関して最高裁自身の判断を示しませんでした。残念な結果でありましたが、これにより高裁判決が確定しました。法的には芦原理事が総長の地位にないことになりましたが、決して田中恆清氏が正式な総長であるとの司法判断が示されたわけではありません。

今回の司法判断は、あくまでも宗教法人神社本庁の代表役員としての総長の地位について、

宗教法人法と、同法に基づく神社本庁の規則である「庁規」に準拠して示されたもので、原告側が強く主張してきた神社本庁憲章や、その附属規程である「神社本庁役員その他の機関に関する規程」（以下、「役員規程」）が定める宗教団体としての神社本庁統理の権限や役員会の機能には、全く踏み込んで判断していません。公権力の宗教団体に対する極めて厳格な聖俗分離の立場から、神社本庁憲章及び役員規程の定めは宗教団体の内部自治の問題であるとして、そこに司法が何らかの解釈を下すことは回避したものと思はれます。そして、高裁判決は、宗教法人神社本庁の代表者となる総長の選任手続に関して、庁規12条2項が「総長は、役員会の議を経て、理事のうちから統理が指名する」と定めてあるところ、同条の「議を経て」といふ文言



令和6年
12月10日
第25号

が「議決を経て」といふ文言と同趣旨であり、役員会の議決により決定することを意味すると考へるべきだ、と判示しました。つまり、宗教法人神社本庁の総長の選任には、『統理の指名と役員会の議決が必要である』といふ判示部分の司法判断のみが「判例」になり得るといふのが、法律家の説明であります。

ところが、田中氏らは、高裁判決が一部引用した地裁判決文にある、「役員会が総長を実質的に決定することを予定している。」「統理の指名という行為も、実質的には役員会の判断で行われる。」との判示部分があることを捉へ、これを故意に拡大解釈した代理人小川弁護士の「総長の決定権は役員会にあり、統理には決定権も拒否権もない」との言説に基づいた解説を評議員はじめ関係者に流布し、鷹司統理に直接圧力をかけるなどの暴

挙に及んでみます。この判示部分は、複数の法律家の見解によれば、形式的に判決の「理由付け」とは関係ない「傍論」であるばかりでなく、その意味についても、後述のとおり、小川弁護士の見解とは異なるものであります。

これらの田中氏らの行為は、神社本庁が設立以来、神社神道の宣揚と全国神社の発展を期して築き上げてきた組織の基本を破壊するに等しい行為です。

会報25号では、十月二十四日の評議員会でも繰り返された鷹司統理に対する本庁執行部及び一部評議員の非礼な言説や、鷹司統理の御発言を含め、一連の動きの概要をお伝えします。

■最高裁決定以降の動き

本会では判決確定を受けて、田中氏らが統理に対し、同氏の総長指名を迫ってくる事態が想定されたため、十月三日付で見解をまとめ、公表しました。予想の通り田中氏らは、前述した小川弁護士の主張を元に、様々な方法で鷹司統理に田中氏の指

名を迫ってきました。

これらの判決確定以降の動きについて、主な事項を左に時系列で記しました。(青字は本会及び芦原理事側)

- 10月2日 総長選任裁判で最高裁は芦原理事の上告棄却決定、上告受理申立不受理決定
- 10月3日「令和6年10月2日最高裁判所第三小法廷による上告棄却、不受理決定を受けて」花菖蒲ノ會
- 10月8日付「芦原理事による代表役員の地位確認請求訴訟最高裁決定について」本社本庁総務部長 荒井実(本社庁長宛)
- 10月9日付「総長問題に関する判決確定についてのご説明」本社本庁代理人弁護士 小川尚史(本社本庁関係者宛)
- 10月10日付 花菖蒲ノ會会報23号
- 10月16日付「総長指名に関するご説明とご質問」田中総長・小川代理人弁護士連名(鷹司統理宛)
- 10月17日付『「総長問題に関する判決確定についてのご説明」について』真和総合法

法律事務所弁護士 塩谷崇之

- 10月18日付「本社本庁の正常化のためにー総長選任問題の判決確定を受けてー」評議員36名連名
 - 10月20日付 花菖蒲ノ會会報24号
 - 10月23日付「塩谷弁護士文書での指摘事項を踏まへた追加のご説明」本社本庁代理人弁護士 小川尚史(本社本庁関係者宛)
 - 10月24日 本庁定例評議員会
 - 11月1日 月刊『若木』11月号「総長選任問題に関する判決確定のお知らせ」本社本庁代理人弁護士 小川尚史
 - 「臨時評議員会の早期開催を強く要望する」評議員有志一同(36名連名、本社本庁統理・評議員会議長宛)
 - 11月29日 本社本庁臨時役員会 ※鷹司統理は欠席
 - 12月1日 月刊『若木』12月号「総長選任問題に関する判決確定に関するご説明」本社本庁代理人弁護士 小川尚史
- ※この他田中氏は、芦原理事に対して複数回質問書等を送付してきました。

■ 10月24日開催

評議員会の概要について

十月二十四日の評議員会では、終盤に議題として「代表役員地位確認請求訴訟について」が上程され、荒井総務部長が前掲の小川弁護士作成の資料等に基づいて報告しました。約三十分間に及ぶ報告では、同内容の説明を幾度もくどい位続けるとともに、統理が総長の指名権を有してゐないことの譬へとして天皇の地位と比較するなどの不見識な言説を交へつつ、「判決確定を受けて、鷹司統理は田中氏を総長に指名しなければならぬ」などと繰り返しました。

理事に対しては、「(代表役員変更登記は)ことによれば、犯罪になるのではないか、誰が指示をしたのか、何故、議事録に押印したのか」「顛末書の提出を求めます」などと続けました。

百合丘職舎売却問題に関して、司法の場で否定された作り話を堂々と述べたかと思へば、正当な権利の行使としてなされた芦原理事による登記手続きについては、違法行為であるかのやうにみなした脅迫に近い言葉を平然と並べたてました。

続いて議長が指名した宮城県の村田評議員は、「この際、この場で指名をするとご発言戴れば大変有り難い。」「私は評議員の一人として、統理様にはこの際、最高裁の決定に従つてご指名をいたたくといふことが、斯界全体の為であると思ひます。」などと、今度は丁寧な口調で統理に対し指名を促す言説を繰り返しました。

評議員の意識に小川弁護士による独自の見解を浸透させた上で、硬軟織り交ぜた意見表明により、統理に指名を迫ろうと準備してゐたものと思はれます。

この両氏の発言に続いて議長から指名を受けた葦津評議員は、宗教団体としての意思決定を多数決に委ねることの危険性を指摘した上で、統理は神社本庁の代表として大きな権限を有してゐるが、簡単には発動されないだけであると発言し、その上で、統理を権限のない「象徴」として位置づける小川弁護士の見解に対し、神社本庁の象徴は規程にあるとほり「総裁」であり、統理は評議員会の直接選挙で選任される立場であることを認識すべきと発言しました。

○統理が自ら発言

ここで鷹司統理が挙手され、自ら発言を求められました。

冒頭、統理は「何故(田中を)指名しないのか、私の考へを申し上げるので検討いただきたい。」とした上で、自ら持参された十月十六日付の田中氏と代理人弁護士連名の文書について、評議員各位への配布を求められました。

そこで総務部長が、文書の配布について議長の判断を求めると、議長は臨時役員会に委ねた

い旨(文書は配布しない)発言しました。すると、統理の意向を拒絶した議長采配に対する疑問と不信から議場が騒然となったため、この状況に驚いた総務部長が慌てて発言し、議長の許可を得ぬままに文書の配布を了承しました。そして準備のための暫時休憩の後に、文書が評議員の手に配布され、鷹司統理は概ね左の通り発言されました。

統理発言(要旨)

・ここ三、四年、いろんな状況があつたものの、大筋が理解されてゐない。今日は、私が指名しない理由に注目戴きたい。

・配布した文書には、「統理は役員会の決定に基づいて、田中氏を総長に指名する義務があるので早急に指名せよ。指名しないと司法判断に反するので、指名しないならば書面にて質問に答へよ」とあつた。会議(評議員会)直前にこのやうな文書が送り付けられてきたことに、遺憾の念を禁じ得ない。

・判決に関する複数の法律家の意見は、総長の選任には、統理

の指名と役員会の議決が共に必要とすることである。司法判断は尊重するが、役員会が一方的に決めた者を私が総長に指名する義務があるとは読めない。宗教団体の代表である統理が、その意に反する者を総長に指名すれば、統理の職務は全ふできない。

・芦原理事の指名は撤回せざるを得ないが、だからと言つて私が田中氏を指名することはない。

・統理の補佐には責任を伴ふが、さういふ議論はしてゐない。もう一度検証して、適任者が選ばれるなら、指名することはやぶさかではない。

・しかし今、議論もせず進めようとしてゐるので、指名を控へてゐる。だから、評議員の皆さんでよく考へて欲しい。田中氏が統理を補佐するに足る人物なのか、皆さんの目で見て欲しい。

・その結果を受け、次の世代が生き生きできるならそれでよい。

・時間が無い、明日決めるといふ文書が来たのでびっくりした。

・総長はさうやつて決めるものではない。最高裁の決定は土台となるが、その中で適任者を選んで欲しい。

総長選任問題について、評議員が真摯に議論してほしいとの統理発言に対して、評議員各位は賛同の拍手で応へました。ところが北山議長は、この件は(午前中の役員会で)臨時役員会で審議することに決まったことを理由に、「異議あり」の声が続く中、本件は承認されたとして議事を強引に打ち切りました。議長自らが評議員会の権威を貶める有様です。

■確定判決の内容について

「実質的」「予定」の意味

小川弁護士や荒井総務部長は、地裁判決に記載された次に掲げる①～④の記述を根拠に、「統理には総長の決定権も拒否権も無いことが明らかとなつた」と繰り返し主張してゐます。

①(統理の指名という行為が)実質的には役員会の判断で行われることを予定している。(18頁)

②役員会が実質的に総長を決定する。(19頁)

③(総長の選任に関して)役員会の判断に基づかずに統理の行為が行われることが予定されているとは解されない。(21頁)

④役員会が議決により次期総長を決定し、それに基づいて統理が当該次期総長を指名することが必要である。(22日頁)

しかし、①、②にある「実質的に」、①、③にある「予定している」「予定されているとは解されない」等の言葉の意味を字義通りに解釈するならば、小川弁護士らの主張は、単なる詭弁に過ぎないことは明らかです。

何故なら、本当に統理に総長の決定権も拒否権もないとするならば、「実質的」「予定」といふ言葉は不要であり、①は「役員会の判断で行われる」、②は「役員会が総長を決定する」とすれば済む話だからです。

前述の通り今回の裁判では、庁規第十二条の「総長は、役員会の議を経て、理事のうちから統理が指名する」にある「役員会の議」について、司法判断が示されました。しかし、「統理の指名」については、その権能の具体的な意味についてまで触れておけません。その理由は、統理は宗教団体神社本庁の役職であり、その「指名」といふ権能について具体的に踏み込むことを避け

たからです。その上で、「実質的に」「予定される」といふ言葉により、その解釈は、宗教団体としての神社本庁にあることを示したものと理解されます。ですから、「役員会の議決に基づいて統理は指名しなければならぬ」などといふ解釈は、司法判断から完全に逸脱するものです。もし裁判所が、統理の権限にそこまで踏み込んだ解釈を示せば、左記の宗教法人法第八十五条及び、それが依拠する憲法二十条が保障する「信教の自由」の原則に抵触するので、極めて当然のことです。

※宗教法人法八十五条

この法律のいかなる規定も、文部科学大臣、都道府県知事及び裁判所に対し、宗教団体における信仰、規律、慣習等宗教上の事項についていかなる形においても調停し、若しくは干渉する権限を与え、又は宗教上の役員^一の任免その他の進退を勧告し、誘導し、若しくはこれに干渉する権限を与えるものと解釈してはならない。

従って、③、④の意味も明らかです。

③は「役員会の判断に基づかず統理の行為が行われる」こ

とは「予定されていない」といふ趣旨ですが、そもそも今回のやうに、総長選任を巡って、役員会の判断と統理の行為に齟齬が生じることは異例なのでですから、「予定されていない」ことは当然です。しかし、それは決して、統理による役員会の判断と異なる行為を禁じるものではありません。

そして④は、総長の選任には、役員会の議決と統理の指名の双方が必要であると判示したまでのことで、「統理が当該次期総長を指名することが必要である」とは、「統理が指名しなければ必要条件を満たせず、総長になれない」と同義です。小川弁護士及び荒井総務部長の主張が的外れであることは明白ですが、それを根拠に統理に総長指名を迫るなど、言語道断の振る舞ひです。

■をはりに

神社本庁においては、評議員会で全会一致で推挙された統理が代表者となつて、その下で総長以下の役員が公正公平な組織運営を心掛けつつ、様々な議論

を交はしながら、敬神尊皇の教
学に準拠して神社本庁の使命の
実現に務めてきました。

しかし、現在の神社本庁は、
組織運営の面で全く評価にすら
値しない状況が続いています。
職舎売却に係る不正はもとより、
人事や会議運営、文書管理など、
全てにわたつて社会常識から遊
離した運営が、宗教法人の名の
下に行はれてきました。

執行部が総長選任を含む統理
の権限を否定し、役員会主導で
庁務全般を推し進めようとする
異常事態に際して、評議員会に
臨まれた鷹司統理は自ら発言を
求められ、正常化に向けて、神
社本庁憲章の精神を体现された
力強い意志を表明されました。
これに対して、十一月二十九日
には、鷹司統理が欠席のまま、
臨時役員会が強行されました。
現執行部には、統理の意思を尊
重する姿勢が微塵も感じられず、
神社本庁の歴史の中で前代未聞
の事態が続いておます。
評議員はもとより全国の関係
者は、更に厳しい視線を本庁執
行部に対し注ぎ続けてゆかなければ
なりません。